

第4章 調査の成果と課題

第1節 いわゆる「石神類型」をめぐる2・3の問題

1. 東北信地域の後期前半の土器研究と「石神類型」の認識

ここ10数年の間に後期前半の土器資料は飛躍的に増加し、長野県史の編纂（平林1988・綿田1988）や各種のシンポジウム（百瀬1996a・b、綿田2002）あるいは報告書作成時の論文（平林1993・阿部1999・綿田2001）などで後期土器について注目すべき研究が多い。とくに編年研究では型式の細分と土器の持つ地域性について精緻を極めて来ている。

小玉遺跡出土の後期縄文土器は大半が包含層出土で遺構に伴う一括遺物はほとんどない。僅かに土坑SK4出土の土器群があるにすぎない。しかし、後期初頭から中葉に至る資料は「石神類型」を始めとして好資料が相当数ある。

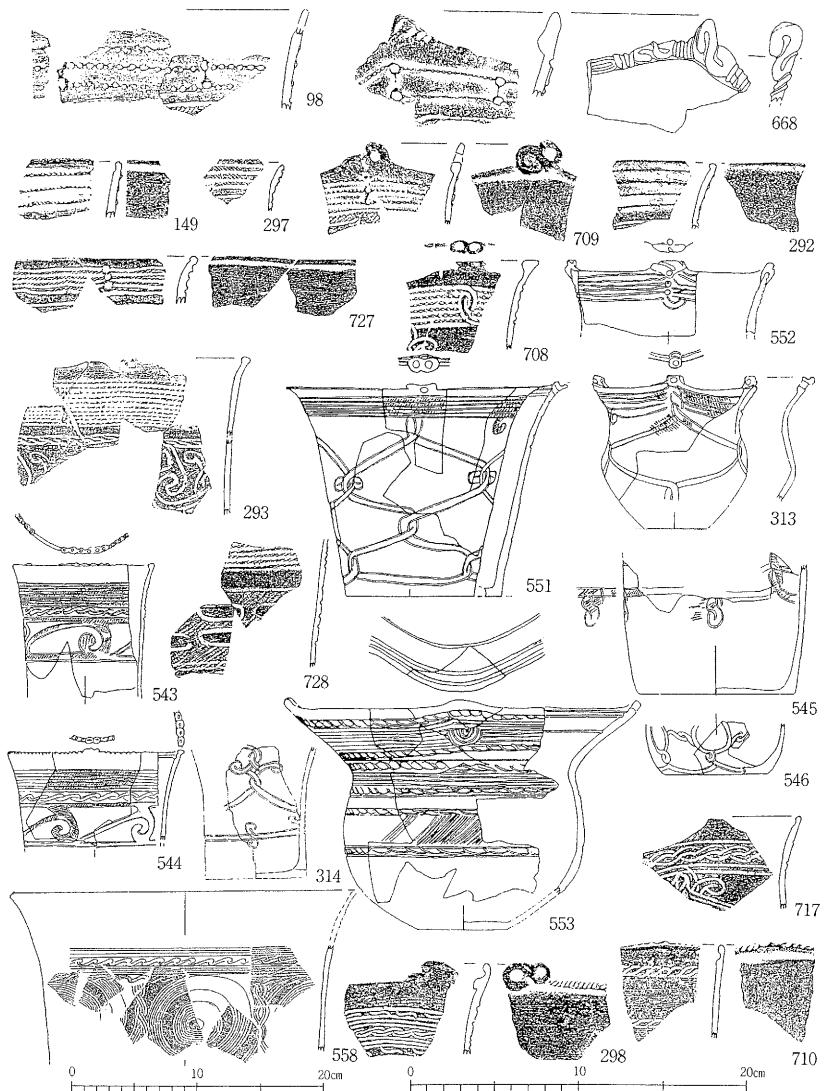
ここではこれらについて詳細に検討する紙幅もないし、筆者自身後期土器は専門外であるので、後日に委ねるとして、東北信地域の後期の遺跡で必ずと云ってもよいほどに出土する「石神類型」について、先学の主張を整理したうえで、SK4出土土器について門外漢なりに問題点を抱きながら若干ふれておきたい。

「石神類型」とは小諸市石神遺跡J19号住居址出土の土器（綿田・花岡1994）について百瀬長秀氏が第9回縄文セミナーの会で「石神タイプの精製深鉢」として取り上げ（百瀬1996a）同じシンポジウムで秋田かな子氏がそれを「石神類型」と呼称した（秋田1996a・b）ことにはじまる。百瀬氏は石神遺跡の資料は山内清男氏が加曾利B1式土器の古い部分とした注口土器（山内1967）と文様が共通するところから、「石神タイプ」と呼称して加曾利B1式土器古段階とし、明科町（現安曇野市）北村遺跡SB555（平林1993）を傍証資料にあげた（百瀬1996a）。この考え方の根底は長野県史（平林1988）以来の考え方方に立脚したものである。これに対して秋田氏は石神遺跡に加えて南関東西部域の資料との比較検討のうえ、「石神類型」は堀ノ内2式終末の土器であるとして、異をとなえた。

以降秋田氏は「石神類型」とそれに関連した注口土器に関する論考を相次いで発表し、氏の考え方を補強しつつ「石神類型」に係わる問題点を提示して来た（秋田1997・1998・1999）。氏は厳選した用語を駆使して論を展開しているだけに難解で問題提起に係わる部分が多く、型式論としては十分に読み取れないが、石神類型は要約すると以下のとおりとなろう。

- (1) 堀ノ内2式終末に併行し、同式と密接な関連を示しながらも形態上・装飾上区別される特徴をもつ。
- (2) 分布は関東東西部、中部甲信越（一部群馬西部域）から北陸地方まで広域にわたるがどの地域に本貫を持つか不明で、したがって地域的系譜は特定できない。
- (3) 石神類型文様は注口土器や深鉢などに文様の置換えという形で波及した浸透力のある土器である。
- (4) この土器の成立ちは「かなりの部分、地域的伝統のなかで理解でき」「多条沈線による連鎖状文、入組文は漸次的に生成」したというよりは「短期間の内に主に文様の抽出手法が置換えられ」たもので広域間でおこっている。さらに氏はこうした現象を「石神類型的現象」とし「社会的動向」としてとらえ、「石神類型」を型式としての認識を超越したより高い次元でとらえようとしている。

したがって、秋田氏の認識は石神類型を型式として、加曾利B1式古段階に設定した百瀬氏とは、認識の上で大きな隔たりがあると云える。秋田氏の論考は「石神類型」の成立の背後にある歴史事象を探ろうという意味で



第7図 石神類型とその周辺の土器（実測図1：6、拓本1：4.5）

から、構築期間は後期初頭に始まり、後期中葉の加曾利B1式期までであることは明らかとされている。加えて、石組・集石群は墳墓とそれに係わる葬送儀礼の祭場とされるものであるとするならば、土坑SK4もややずれて上部に検出された石組・集石群との関係は時間差も含めて検討されなければならない。同様に近接するSK5・SK6についても云えることである。しかし、他の石組・集石についてはこのような土坑の検出は認められていない。堀ノ内1式の大型深鉢片（281）を出土した土坑SK7は石組・集石群に近接してはいるもののややずれている。したがって、後期に属する土坑群は石組・集石群と関係はあるものの、個々の石組・集石群との関係を直接知りうる資料は発掘からは得られておらず、SK4と石組・集石群は時間的前後関係で云えば、SK4が先行して石組・集石群構築に係わる儀礼に伴い作られたものであろうということになる。土坑の形態上のバラツキと数の少なさから、墓壙とするよりは祭祀用の土坑である可能性の方が強いものと思われる。

次にSK4出土土器の一括性についてふれる。残念ながら出土状態の記録を欠くのでこの点での検討はできないが、SH4下層に検出されたことと、若干の中葉及び後期前葉の土器片（284～286）を除いて石神類型と堀ノ内2式土器の系譜に連なるものである。少量の後期以前の土器片は土坑掘削時の混入であろうが、それら以外が一括性と云えるか、土坑埋土の生成によって異なる結論ができる。しかし、石組・集石群とSK4との関係ならびにSK4の性格が前述のとおりとすれば、土坑埋土の形成は短期間のうちにおこなわれたと考えてよい。恐らく

は極めて示差に富むもので興味つきないが、土器型式としてどうなのかという点では明言をさせている。百瀬氏の主張の根幹である石神類型の文様と加曾利B1式の古い方とした山内氏が示した注口土器との関係について、直接的説明がほしかったところである。

2. 土坑SK4の性格と出土土器の一括性

土坑SK4は長径12m 短径8.1mあまりの弧状に検出されたいつかの石組・集石と多量の礫群からなる石組・集石群と呼ぶ石造構造物に付属する土坑のひとつである。石組・集石群の東辺部にあり、土坑SK5・SK6とともにこの下部に構築されたものである。この石組・集石群はすでに述べたとおり、調査範囲内では全体像が確定できない。しかし、中期後葉のSB1などの住居跡との切りあいと石組・集石群内から出土した土器類

SK 4 の土器は葬送儀式用に使用された土器類を一括埋納あるいは遺棄したものと考えられるのである。

3. 土坑 SK 4 出土土器の様相

すでに述べたとおり、SK 4 出土土器は精製深鉢に限れば、石神類型の土器と紐線文（刻目のある細隆文）土器からなる。後者は充填縄文された弧線文や三角形文などを胴部文様とする堀ノ内 2 式土器に系譜のある土器群であり、前項では堀ノ内 2 式新段階あるいは最終末の土器として扱った。問題はこの堀ノ内 2 式土器に系譜のある土器と呼び、それらが石神類型と共に伴するか否かである。換言すれば石神類型が堀ノ内 2 式土器を母体として成立して来たとすれば、石神類型の原初的姿はこの系譜のある土器群に求められる可能性がある。以下、石神類型を構成する文様をこの視点で SK 4 中心にその不足を小玉遺跡出土土器で補いつつ検討してみる（第 7 図）。

(1) 口縁部文様帯を構成する条線文 これには刻目（293・708）、縄文施文（313他）と多条沈線のみ（553）があり、縄文施文が多い。この 3 種の存在は、堀ノ内 2 式土器の紐線文の発展系として理解が可能と思われる。すでに阿部氏によって明らかにされているとおり、堀ノ内 2 式土器内における紐線文の多条化（阿部1999）の延長にあるものであり、それに立体的文様から平面的文様への流れが加わる。紐線文の多条化は細隆線化と刻目の省略（292）、あるいは集合沈線化して口縁部文様帯を構成する 3 種の条線文成立となったと考えられる。刻目から縄文施文そして条線文のみとなる過程は紐線文の多条化と沈線化の中で文様手順の省略化と新しい文様の創出という流れの過程ではごく自然である。

(2) 縦区画文単独の単位文と文様帯構成の起点となる 2 種 縦区画単位文には縦位「S」字連鎖状文（313・558・786・787）、入組文（551・708）、半円文（552・553）と縦連円形刺突文（552・727）がある。これらは口縁部文様帯では波状口縁の 3 単位（313）、または 4 単位突起（552・553・786）の下に施文され横帶文を区画する。胴部文様帯では条線文や横位「S」字連鎖状文などの口縁部横帶文下部で重圈文を区画する（558）か、口縁部文様帯から連続して結紐文の起点となる（551）。また、後者の結紐文は、口縁部文様帯の区画文を起点としている（313）。こうした文様構成は石神類型の特徴のひとつと云えるもので、前型式とは一線を画するものである。ただし、縦連円形刺突文は条線文とともに、「8」の字貼付文を母体とするもので、文様の平面化のひとつであろう。つまり「8」の字貼付文は紐線文を結ぶ文様へと変化し（98・667）、それが縦連円形刺突文への流れ、つまり区画文へと変遷したと理解されるからである。

(3) 「S」字連鎖状文 縦位または横位があり、ともに区画文として用いられる場合もある（553・710）。この連鎖状文が「8」の字貼付文を母体とすることは容易に察しがつくが、具体的にその過程を追跡することは現段階では不可能である。しかし、間接的ではあるが、傍証資料がある。ひとつは口縁端部の小突起にあるねじれ「S」字文（668）と「8」の字文（298・709）である。小突起が山形に付着された結果、斜位で立体的な文様となる。いまひとつは頂部を平坦とした小突起の「8」の字文がある（313・535・543・544・708など）。これらも堀ノ内 2 式土器の小突起には認められず、新しい要素で前型式の小突起に「8」の字貼付文が採用されたものと思われる。したがって、「S」字連鎖状文や入組文の成立も「8」の字貼付文を母体として発展したものとして理解が可能と思われる。なお、これらの小突起は区切文をもつ深鉢の小突起に受け継がれていく（554）。

(4) 胴部文様帯にみる横走連続渦巻文・杵状文・重圏文 横走連続渦巻文（543・544）や杵状文（728）そして重圏文（558）は堀ノ内 2 式に系譜が求められるものであるが、いずれも規格化が著しい。

(5) 紐線文および弧線文・三角形文 弧線文（304・308・309）と三角形文（310・311）は恐らく紐線文を口縁部とする深鉢（287～291）の胴部文様であろう。これらは重圏文や垂下文と複合鋸歯文を胴部文様とする紐線文土器（317）とともに堀ノ内 2 式土器と親縁関係が強い土器である。

(6) 数条の太い平行沈線を描く半粗製土器 恐らく石神類型の半粗製の深鉢と思われる (299~301・303・305)。

以上の結果、SK 4 の土器は石神類型を主としてこれに少量の堀ノ内 2 式土器に系譜のある土器群からなり、これらは基本的には堀ノ内 2 式土器の中から生成されたものであることを明らかとして來た。しかしながら連鎖状文や入組文と結紐文の成立過程は以上では説得力を欠く。秋田氏が石神類型は「かなりの部分、地域的伝統の中で理解でき」るが連鎖状文、入組文は「短期間の内に主に文様の抽出手法が置換された」(秋田1997) と論じたが、置換のモデルが石神類型であれば、広域にわたって分布することの説明はできても、石神類型成立の根拠とはなり得ない。

石神類型は東北地域を中心に中南信地域に及ぶ後期の遺跡から量の多少に限らなければ、多くの遺跡で認められる。東北信では石神遺跡 東御市古屋敷（堀田・小池他1986）上田市深町（塩入他1979）長野市村東山手（阿部他1999）吉田古屋敷（綿田・飯島1997、宿野他2008）高山村湯倉（綿田2001）野沢温泉村岡ノ峯（壇原・金井他1985）飯山市東原（高橋他1995・望月他1998）などがあり町内には明專寺遺跡（森・島田他1980）などがあり、東北信を中心に分布していそうである。遺構出土資料は小諸市石神遺跡 J19号住、北村遺跡 SB55、松本市坪ノ内遺跡490号土坑（新谷他1990）などごく少量しかない。しかしいずれの遺跡でも SK 4 出土土器と共に通する様相が認められる。阿部氏が松本市坪ノ内遺跡例などから堀ノ内 2 C 式土器として堀ノ内式土器最終末に位置付けたことも、石神類型と堀ノ内 2 式土器に系譜のある土器とが共存したことにある。百瀬氏が「石神タイプ」呼称の際に石神・北村遺跡の住居址資料のうち堀ノ内 2 式土器に系譜のある土器を混入として除外した（百瀬1996 a）が、検討が必要と思われる。先入観にとらわれずに、とりあえず一括出土とした上で検討することが、この場合必要であろう。本稿では他遺跡に比較して、石神類型が多く出土したため、一遺跡内での検討に終始し他遺跡との検討は後日にした。ただ、石神類型の精製土器の多くが、内外面黒色でヘラで磨いた薄手の土器である。本稿では九州地方の「黒色研磨土器様式」（島津1989）と誤解をさけて「黒色研磨の土器」などの用語を用いてきたが、これもまた今後の大きな課題である。

4. 「石神タイプ」か「石神類型」か

本稿をしたためるためにあたって、常に念頭にあった点は山内清男氏が加曾利 B 1 式土器の古い部分とされた注口土器 3 点（山内1967）の文様が石神類型の深鉢と共に通するのに、何故石神類型の深鉢が新型式とされずにいるのかという点にあった。この点は百瀬氏が「石神タイプ」呼称とした出発点であった。秋田氏はいくつもの論文でこの点を意識しつつ、注口土器の持つ特殊な性格を論じるも、直接この点についてふれられていない。共通する文様を持つ土器が、器種が異なればいかに注口土器が特別に用意された器種であっても、新旧の二型式に分離することが可能であろうか、はなはだ疑問に思いながらも、本稿でも石神類型の文様を持つ注口土器を資料不足もあってあえて山内編年に従って加曾利 B 1 式として來た。

そもそも土器型式は何をもってするのか、堀ノ内式土器と加曾利 B 式土器との境界をどこにおくのか、土器型式の細分化によってその境界を線引きすることに困難さが伴う。かつてこの点について鈴木正博、大塚達郎両氏で論争があった（鈴木1981、大塚1983）が、新しい大きな展開を持って、新型式の開始とすることが許されるとするならば、石神類型を持つ全ての器種を百瀬氏説の主張のとおり、加曾利 B 1 式の古段階に置くことの方が合理的と思われる。石神遺跡 J19号住居址出土の 3 点の注口土器片の中に 1 点の石神類型深鉢と共に通するもの（花岡・綿田1994第180図 2）があるからであるとともに堀ノ内 2 式土器の系譜に連なる土器も加えて何らさしつかえないものと思う。しかし、本稿では堀ノ内 2 式及び加曾利 B 1 式と直接に係わる点については触れなかった。別の機会としたい。